【昭和46年3月3日 法律第4号】

（改正後）

第十一条　削除

（改正前）

第十一条　第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後において提出される第七条の規定による訂正届出書については、大蔵大臣がその形式に不備がなく、且つ、重要な事項について記載が十分であると認める場合においては、大蔵大臣が指定する日に、訂正の効力を生ずる。

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】 （改正なし）

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第十一条　第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後において提出される第七条の規定による訂正届出書については、大蔵大臣がその形式に不備がなく、且つ、重要な事項について記載が十分であると認める場合においては、大蔵大臣が指定する日に、訂正の効力を生ずる。

（改正前）

第十二条　第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後において提出される第七条の規定による訂正届出書については、大蔵大臣がその形式に不備がなく、且つ、重要な事項について記載が十分であると認める場合においては、大蔵大臣が指定する日に、訂正の効力を生ずる。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第十二条　第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後において提出される第七条の規定による訂正届出書については、大蔵大臣がその形式に不備がなく、且つ、重要な事項について記載が十分であると認める場合においては、大蔵大臣が指定する日に、訂正の効力を生ずる。

（改正前）

第十二条　第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後において提出される第七条の規定による訂正届出書については、証券取引委員会がその形式に不備がなく、且つ、重要な事項について記載が十分であると認める場合においては、証券取引委員会が指定する日に、訂正の効力を生ずる。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第十二条　第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後において提出される第七条の規定による訂正届出書については、証券取引委員会がその形式に不備がなく、且つ、重要な事項について記載が十分であると認める場合においては、証券取引委員会が指定する日に、訂正の効力を生ずる。